

イギリス国立公文書館の開放性・柔軟性・
国際性について—歴史的背景と現在の取り組み
を手掛かりに

梅垣宏嗣

南山大学経済学部経済学科

Openness, Flexibility, and Internationalism of the National Archives:
Its Historical Background and Current Efforts

Department of Economics, Faculty of Economics,
Nanzan University

UMEGAKI Hirotsugu

はじめに

1. 設立の経緯
2. 所蔵史料と管理方法
3. 帝国と史料
4. サービスの向上と質的变化
5. 情報公開と文書管理
6. 残すべき文書の選択

結びにかえて

イギリス国立公文書館の開放性・柔軟性・ 国際性について—歴史的背景と現在の取り組み を手掛かりに

梅垣宏嗣

本稿の目的は、イギリス国立公文書館について、設立の経緯、所蔵文書の内容、文書管理の方法、永久保存する文書の選択プロセス等を分析することにより、その基本的性質を明らかにすることにある。そして、分析の結果明らかになった同館の性質としてまず目を引くのは、その開放性と柔軟性である。同館には、世界中から歴史家・研究者が集まり、日々史料調査が営まれているが、所蔵文書に関しては、基本的に誰でも自由に利用することができる。そして、こうした開放性は、イギリスのアーカイヴにおいて、歴史的に古くから見られた性質であった。さらに、テクノロジーの進歩や、利用者の新たな要望を迅速に取り込み、絶えず利便性・効率性の向上が図られてきただけでなく、文書の積極的利用を促進するための独自の取り組みを加速させており、時代の変化に即応する柔軟性を有している。また、同館が所蔵する史料群には、旧植民地やコモンウェルスを中心に、イギリス以外の国や地域に関する文書も数多く含まれており、イギリスの帝国たる側面をうかがわせつつ、その国際性を示しているのである。

はじめに

アメリカの歴史家G・L・パー（1857～1938年）によると、「アーカイヴは歴史の始まりと共に存在してきた。エジプト人、アッシリア人、メディアア

人、ヘブライ人、フェニキア人、ギリシャ人、ローマ人は、彼ら自身の公文書とその保管施設（寺院、宮廷、文書館）を有していたが、それらはすべて破壊され、散逸した¹⁾。そして、歴史家が、いわゆる「暗黒時代」を明らかにするために主に利用していたのは、教会や修道院で保存されてきた史料であり、教会のアーカイヴ²⁾は、ヨーロッパ最古のものについては、少なくとも4世紀から存在していたという³⁾。

歴史家にとって、あるいは歴史家以外のあらゆる研究者にとっても、史料は自らの主張を裏付ける貴重な実証的根拠であり、研究上、必要不可欠のものである。そして、史料を可能な限り原型に近い形で保存し、なおかつダメージを与えない範囲で柔軟かつ効率的に利用できるようにするためには、史料を適切に保存し管理できる施設、および相応の知識・技術をもった専門家、すなわち、アーカイヴおよびアーキヴィストの存在が不可欠である。とりわけ、史料としての行政文書の保存と利用に関して、議会制民主主義の母国とも言われるイギリスにおける、イギリス国立公文書館による文書管理の営みは、長い歴史を有するというもののみならず、常にアーカイヴの先端を示し続けてきた。また、史料は、ただ保存されるだけでなく、利用されることによってその意義を最大限発揮できるのであり、そうした観点からすると、イギリス国内からのみならず、世界中から歴史家・研究者が訪れ、日々、史料調査が行われている同館は、近年盛んになりつつある、日本におけるアーカイヴ論をより一層深化させるにあたって、ひとつの基点となりうるのではないだろうか。

以上を踏まえて本稿は、イギリス国立公文書館について、主にButler, L. J. and Gorst, A., ed., *Modern British history: a guide to study and research*, (1997) およびClapson, M., *The Routledge companion to Britain in the twentieth century*, (2009) に依拠しつつ⁴⁾、その基本的性格を概観し、我々が目指すべきアーカイヴの姿を描き出すうえでの基盤となる論点を、わずかながらでも示したい。

1. 設立の経緯

イギリス国立公文書館は、かつてはPublic Record Office（PROと略記される）、現在はThe National Archives（TNAと略記される）との名を冠し、ロンドン南西部のキュー（Kew）に居を構えている⁵⁾。この名称変更は、2003年4月の組織の統合再編に伴うものである⁶⁾。なおPublic Record Officeは、1838年の国立公文書館法（Public Record Office Act）に基



現在のイギリス国立公文書館、2018年8月9日に本稿筆者撮影

づいて設立されたが、キューにある現在の建物は1970年代初期に建設され⁷⁾、77年に公開された⁸⁾。同館は、基本的に誰でも利用が可能であり、世界中から多くの歴史家・研究者が集まり、日々史料調査が営まれている。

そもそも、1838年の国立公文書館法は、各地で分散的に管理されていた文書を、中央集権的・集中的に管理することの必要性が認識されるようになったことをきっかけとして成立した。それまでは、行政文書は分権的・分散的に保管されており、各アーカイヴ間で管理運営の方法が異なっていた。オランダにおいては、中央集権的に組織された公文書館システムが早期に構築されていたが、イギリス（およびアメリカ）では、各地のアーカイヴは、中央集権的に管理されるのではなく、各々独自のやり方で文書を管理していたのである⁹⁾。このことで、当時において特に問題視されたのは、アーカイヴごとに管理者の報酬が顕著に異なっており、なおかつその報酬が、それぞれの

アーカイヴの利用者が支払う手数料によって賄われていたことであった。すなわち、あるアーカイヴの管理者が高額報酬を受け取っていた場合、その報酬を手数料という形で負担したのは、アーカイヴの利用者だったのである。この問題の解決は、同法の主要な政策目標のひとつであった。

イギリスにおけるこのようなアーカイヴ管理の問題を早期に指摘したのは、コーンウォールの議員チャールズ・アボット (Charles Abbott) であった。彼は、1800年には既に文書管理の不適切さを公表しようとしており、同年12月、彼を議長とする委員会は、庶民院に以下のことを勧告する報告書を提出した。すなわち、中央公文書館の設置、手数料の減額、給与の改定、研究者を支援するための様々な検索補助手引きの出版である。しかし、こうした勧告が実際に法制化されるまでには40年近くの時間を要し、計画を実現するための資金が確保されるまでにはさらに約20年かかった¹⁰⁾。

こうして、1838年にイギリス国立公文書館 (PRO) は設立された。その後、1852年の枢密院勅令 (Order in Council) により、省庁記録が、記録長官 (Master of the Rolls)、大法官府首席判事 (senior Chancery judge)、公文書館館長らの管理監督下に置かれるようになり、公文書館に文書が移管されるようになっていった¹¹⁾。そして、1958年、1967年の公文書法により、イギリス国立公文書館の責務、公文書の定義、さらには国立公文書館以外の公文書保管施設 (イングランドとウェールズで240以上) に関する諸事項が規定された¹²⁾。その後、Public Record OfficeにHistorical Manuscript Commission (…個人所有の文書の調査・報告を行うために、1869年に設立された¹³⁾) が統合され (2003年4月)¹⁴⁾、イギリス国立公文書館は、現在の名称であるThe National Archivesを冠することとなった。

2. 所蔵史料と管理方法

イギリス国立公文書館の所蔵物は、その性質において、図書館のそれとは大きく異なる。すなわち、図書館が所蔵するのは、その多くが公刊された書

籍や雑誌であり、同等のものが複数存在するのに対して¹⁵⁾、公文書館が所蔵するのは基本的に唯一無二の原本史料であり、一度失われると取り返しがつかないものであるということである¹⁶⁾。そのため、利用に際しても細心の注意が払われなければならない、公文書館は、利用者にとっての利便性と、史料の長期保存を両立するための仕組みを常に模索してきた。なお、公文書館には、文書だけでなく、写真や地図、録音された音源といった史料も多数所蔵されている¹⁷⁾。

また、原本史料に関して、N・コックスは、アーカイヴとマニュスクリプトの違いを次のように説明している。すなわち、この両者は、ともに文書記録を収集したコレクションであるという意味においては、類似したものとして扱われがちであるが、マニュスクリプトが図書館や個人の収集家によって意図的に集められたコレクションであるのに対して、アーカイヴは公的機関が行政上の目的で作成した行政文書により構成されており、意図的に収集されるのではなく、自然に蓄積されていくものである。また、アーカイヴは、いわば行政という営みそのものの一部ですらあるという意味において、マニュスクリプトとは明確に異なるのだという¹⁸⁾。ここで示したコックスによるアーカイヴという言葉の定義は、あくまで公文書館について論じた限定的な文脈におけるものではあるが、公文書館が所蔵する文書の性質を端的に表現している。

イギリスの行政文書は、例外はあるものの、基本的にその文書が利用されなくなってから30年後に公開されることになっている¹⁹⁾。そして、イギリス国立公文書館には、1086年以来の行政文書が保存されている。ただし、イギリス全土の文書がこの一か所に集中しているわけではなく、イギリス国立公文書館が主にイギリス中央政府と関係省庁の文書を所蔵している一方で、スコットランド国立公文書館はスコットランドの、北アイルランド国立公文書館は北アイルランドの文書を所蔵している²⁰⁾。さらに、スコットランド国立公文書館では、政府文書だけでなく、企業や家計の私的文書が所蔵されているが²¹⁾、公文書館やオックスフォードのボドリアン図書館など、古文書の収

集と保存のノウハウを有し、アクセスが容易な機関が、私文書の寄贈を受け入れたり、あるいは私文書を購入して所蔵することは、とりわけ歴史家・研究者にとって望ましいことであろう²²⁾。

イギリス国立公文書館が所蔵する文書の内容については、財政、軍事、外交、英連邦、植民地、移民、市民社会、市民サービス、犯罪、救貧法、保健、教育など、おおよそ行政の関わる全領域が網羅されている。また、労働環境、労働条件、労働運動、失業状況、住宅状況など、労働者の生活のあらゆる側面を知ることのできる文書も多数所蔵している²³⁾。そして、各文書は、アルファベットの略語と番号が付与され、分類・整理されている。具体的には、大蔵省 (Treasury) の文書群はT、内閣府 (Cabinet Office) の文書群はCABといったように、グループごとに短い文字コードが付与され、グループ内で任意の番号が割り当てられるという形で管理されている²⁴⁾。この文字コードは、特定の省庁の文書を調査する際に便利だが、省庁の役割が変わったり、省庁が再編されたりすることで、文書が省庁間で移転・再登録されることもあり、文字コードと文書の内容が合致しないこともあるので、その点には留意しておかなければならない²⁵⁾。

さて、文書のアーカイヴ管理の起源は、中世にまでさかのぼることができるが、今日の公文書館にも見られる、文字コードを用いた上記の管理方法は、19世紀前後から開始されたという²⁶⁾。イギリス財務省は、1782年以降、未登録の古い資料を整理する職員を雇用し、文書に番号を割り当てて体系的に管理するようになった。外務省は、1801年に、ライブラリアンを配置し、文書の登録と索引付けを行うようになり、海軍本部は、1811年に、分類と索引付けのため、そして文書のテーマごとの要約作成のために、より精緻な体制を採り始めた (要約作成という試みそのものは、1793年にまで遡ることができる)²⁷⁾。

3. 帝国と史料

イギリス国立公文書館が所蔵する史料には、かつてのイギリス帝国の広大な版図がそのまま反映されており、旧植民地やコモンウェルスを中心に、イギリス本国以外の国や地域に関する多くの文書が含まれている。事実、アメリカ史を紐解くうえでも、公文書館所蔵史料は、イギリス国内外の歴史家により大いに活用されてきた²⁸⁾。例えば、植民地時代のサウスカロライナに関する記録は、その原本やコピーを、イギリス国立公文書館を含めたイギリスの各アーカイヴで利用することができ、商業的なマイクロフィルム史料としても入手することができた²⁹⁾。

20世紀初頭にアメリカの歴史家C・M・アンドリュースが指摘したように、「150年間にわたってイギリス帝国の一部であった」アメリカ植民地の研究にとって、イギリス公文書館所蔵文書は極めて有用な史料であった³⁰⁾。そして、アメリカの歴史家たちは、1838年にイギリス国立公文書館が設立される以前から、イギリスにおける史料調査に果敢に挑んでいた。彼らは、1820年代には既にイギリスのアーカイヴを体系的に利用し始めており、C・K・ウェブスターは、その最初期の人物のひとりとしてジャレド・スパークス (Jared Sparks) の名を挙げている³¹⁾。

アフリカ史との関連では、例えば、スコットランド公文書館に所蔵されている帆船ハノーヴァー号の帳簿が、歴史家により利用されてきた。帆船ハノーヴァー号は、18世紀を通じて、グラスゴー港～ギニア湾間を航行し、大西洋奴隷貿易を担っていた。そして同資料は、そもそもシェアの低かった、スコットランド人による大西洋奴隷貿易の稀少な事例をつまびらかにしている。具体的には、①取引された奴隷や食料 (コメ、コーン、イモなど)、②取引相手のアフリカ人貿易商、③旧カラバル³²⁾を拠点とし、最盛期には独占的な仲介業者として繁栄したエフィク族とヨーロッパ人の商取引の実態、そして④彼らの盛衰の過程を知ることができる³³⁾。

また、A・T・ギャロップによると、東南アジアの統治者がインگران

ド王に送った書簡、例えば17世紀のインドネシアからの書簡などは、イギリス国立公文書館に所蔵されており、東南アジア史研究を進めていく上での貴重な史料となっているのだという³⁴⁾。

ここでは、公文書館所蔵史料について直接言及している論考のみを採り上げたが、同館所蔵史料を用いてイギリス以外の国や地域を分析した研究は枚挙にいとまがなく、イギリスの帝国としての側面は、イギリス国立公文書館が所蔵する史料にも如実に反映されているのである。

4. サービスの向上と質的变化

イギリス国立公文書館の大きな特徴のひとつである開放的な性格は、イギリスにおけるアーカイヴの歴史と共に古い。イングランドの公文書は、他のヨーロッパ諸国より若干早く、12世紀初頭から体系的に記録され始めた³⁵⁾。この当時、ヨーロッパのほとんどのアーカイヴは、認可を受けた研究者にのみ開放されていたが、イングランドやフランスの公文書館では、外交などの国家的利害に関わる領域の文書については公開を拒むケースがあったものの、基本的にすべての人に開放されていたという³⁶⁾。このように、公文書館の開放的な性格は、この頃から既に見出すことができる。

公文書館の所蔵する膨大な文書が、より一層効率的に利用されるためには、検索性の向上が不可欠である。この点に関しては、とりわけテクノロジーの進歩が寄与するところが大きい。従来は、目的とする文書を探し出す手段として、紙の索引やカードを用いるという方法が一般的であった。しかし今日では、所蔵文書は、一般的なデータベースと同様に、基本的なキーワード検索はもとより、様々な条件による絞り込み検索が可能である。検索は、公文書館内のみならず、公式ウェブサイトにより、どこからでも行うことができ、同館を訪問する前に、あらかじめ利用したい文書の概要を確認することができる³⁷⁾。

また、デジタルカメラやスマートフォンといった電子機器の進化に伴って

生じた、利用者の新たなニーズへの対応も進められてきた。従来は、利用者が文書のコピーを入手するためには、希望する箇所を指定し、有料の複写サービスを依頼する必要があったが、現在では、リーディングルームで自由にデジタルカメラ等の機器で文書を写真撮影することも可能となった。こうした変化は、イギリスでの滞在期間に制約のある、国外から史料調査のために訪れる歴史家・研究者にとっては、特に望ましい利便性の向上と言えるだろう。

さらに、公文書館の元館長ナタリー・シーニー（在任期間2005～10年）によると、イギリス公文書館は、研究者のニーズに応えるという研究者主導の従来の形から、公文書館側が研究者に対して情報の利用を積極的に促進するという形へと変化しているのだという。例えば、彼女は在任中、ダウンロードして利用できるデジタル媒体による文書を提供するための環境整備に着手し、7年間で6,600万点もの文書が利用できるようになった（2006～7年当時³⁸⁾。さらに、2007年11月～2008年3月には、オンラインサービスの大規模な改革プログラムを遂行した³⁹⁾。彼女は、管理、収集、保存、情報へのアクセスを可能にするという目的を果たすために、アーカイヴは常に時代の変化への対応が求められているということを強調している⁴⁰⁾。また、G・スレーターは、アーカイヴの利用を促進するための、北アイルランド国立公文書館による新たな取り組みを採り上げている⁴¹⁾。

5. 情報公開と文書管理

アーカイヴが果たすべき役割は、歴史家・研究者の要求を満たすことだけではない。それに加えてアーカイヴは、公的機関や政策決定者が説明責任を果たしていく上で、その根拠となる資料（史料）を提供しており、一般の人々にとっても、情報へのアクセス権を確かなものにするためのインフラとしての役割を果たしている。そして、こうした役割の重要性は、近年ますます高まっている。

行政上の情報の透明性を確保するための法整備は、政策決定の効率性等の観点から、研究者や専門家以外の人々にとっても重要である。そして、公文書館による行政文書の管理運営のあり方に直接影響する。イギリス政府は、1997年に情報公開のための法制化へと動き始めたが、2000年11月に通過したイングランドおよびウェールズにおける情報公開法（Freedom of Information Act、FOIA）は、情報へのアクセス権を確実なものにするために、適切な記録管理が必要であるということを明確にした⁴³⁾。さらにスコットランドにおいても、2002年情報公開法が制定され、これらの2法が施行された2005年1月1日を以て、公的機関の保有する情報にアクセスする法的な権利（ある機関が情報を保有しているのか否かを知る権利、その情報を受け取る権利）が確立された。これ以前にも、情報公開に関する制度は存在していたが、法的な強制力はなく、公開請求そのものが稀であった。しかし、これらの法により、地方自治体や警察、大学等を含めた公的機関は、情報公開請求に対して、決められた期限内に対応しなければならなくなった。ゆえに、公的機関にとって、文書を適切に保守管理し、いつでもアクセスできるように準備しておくシステムが、不可欠なものとなった。そして、公文書館の場合は、たとえ非公開文書であっても、公開請求があれば、関係省庁と例外規定を適用するかどうかを協議し、適用しないということになれば、公開しなければならない⁴⁴⁾。

6. 残すべき文書の選択

アーカイヴを運営していく上で極めて重要なのが、残すべき文書の取捨選択である。日々生まれる大量の文書は、何を残し、何を残さないのかという判断を常に迫ってくる。イギリス国立公文書館の場合、毎年、新しく移転される文書により、約1.6～2キロメートル分の棚が埋まるという。しかも、この1.6～2キロメートル分の文書は、政府が1年間で生み出す文書の5パーセントにも満たない。それだけに、保存する文書を選択する基準をいかに決めるのか、選択にどれだけの時間と費用がかかるのかということは、大きな

イギリス国立公文書館の開放性・柔軟性・国際性について問題となる⁴⁵⁾。この問題に関して、ウェールズにおけるアーカイブの運営に関わる組織であるACW (Archival Council Wales) は⁴⁶⁾、保存する情報が多すぎると、かえって将来の歴史家・研究者にとっての利益とならないため、すべての資料に残すべき価値があるとはいえないと指摘し、アーカイブが残すべき資料を取捨選択することの必要性と、アーカイブの責任の重さを強調している⁴⁷⁾。

このように、取捨選択というプロセスが避けて通れないものである以上、その判断基準に妥当性が求められることになる。そして、その基準のひとつが、イギリス国立公文書館の副館長を務め、1947年9月にULCアーカイブを立ち上げたことでも知られる⁴⁸⁾、現代イギリス・アーカイブの父ヒラリー・ジェンキンソン卿 (Sir Hilary Jenkinson) によるものである。それは「歴史的記録には、その時点での学術的研究者の傾向や精神ではなく、その時点での行政の傾向や精神が反映されなければならない」というものであった⁴⁹⁾。

そして実際の手続きとしては、利用されていない文書は、「5年後に調査され、行政上これ以上は利用しないということであれば破棄される。この調査段階で残った文書は、約20年後に、公文書館の調査部局の助言を受けつつさらに調査され、永久保存する文書が選定され、移転される」⁵⁰⁾。いかなる文書に歴史的・行政的価値を見出すのかという判断は、時代によって、あるいは選ぶ側の価値観によって異なる以上、永久保存すべきものとして選ばれなかった大量の文書が廃棄され続けているということに関しては、作成されたすべての文書をそのままの形で保存することが現実的ではないということも十分に理解していたとしても、なお歴史家にとってはつらい現実である⁵¹⁾。

選別、移転、公開の基本的なプロセスは、1958年の公文書法により規定された。そして、細かいプロセスについては、ジェームズ・グリッグ卿 (Sir James Grigg) を議長とする省庁記録に関する委員会報告 (1954年) における原則に則って行われてきた。この委員会は、永続的な歴史的・行政的価値を有する文書が選別され、公文書館に送られるようにし、明らかに使用されないことが確認された文書を除去する仕組みを立案することが目的であった。

同委員会の勧告では、文書が利用されなくなってから5年後に、各省庁が文書を選別するにあたって、「わが省庁は、この文書を我々の目的のために今後とも必要とするだろうか?」という問いを、文書廃棄の基準とすべきであるということであった。さらに25年後（1回目の5年と合わせて30年後）、最初の調査を通過した文書は再度調査され、残す必要があると判断されたら、その省庁が行政上利用することがない限り、公文書館に送られる。当初、文書が一般に公開されるまでの期間として、委員会は50年を勧告していた。これらの勧告を受けて、1958年に公文書法が制定された。その後、公開までの期間は、1967年の新法で30年に短縮された⁵²⁾。

結びにかえて

イギリス国立公文書館は、約1000年前のものを含めた膨大な文書群を所蔵し、常に管理上の効率性、利用者にとっての利便性の向上を追求してきた大規模なアーカイヴとして、際立った存在感を示してきた。また、イギリスが帝国であったがゆえに数多く残された、旧植民地やコモンウェルスをはじめとした、イギリス本国以外の国や地域に関する数多くの行政文書は、同館の開放的な性格と相まって、世界中の歴史家・研究者によって広範に利用され、歴史研究の発展に大いに貢献してきた。

このように、多くの面で歴史家・研究者にとって好ましい存在であり続けてきたイギリス国立公文書館であるが、敢えて、誰もが納得するような解を導き出すのが困難な課題を挙げるとすれば、それは「残すべき文書の選択」である。現時点において、この論点が特に問題になるのは、すべての文書を保存することが技術的に不可能であり、「選択」が不可避だからである。しかし、仮にすべての文書を永久保存できるようになったとしても、それで「選択」に類する問題から完全に解放されるとは限らない。行政文書全体の5パーセント未満程度しか永久保存されていない現状においてさえ、とりわけ近現代史に関わる公文書館所蔵文書は膨大であり、歴史家・研究者にとって、

目を通すことのできる、あるいは目を通すべき文書の量は極めて多い。こうしたことを鑑みると、仮にすべての文書が保存され利用可能になったとしたら、そのこと自体は歴史家・研究者からおおいに歓迎されるに違いないが、その時に我々は、ACWが指摘していること（本稿「6. 残すべき文書の選択」の第一パラグラフを参照）の意味の重さを、一層痛切に感じるようになるだろう。あらゆる史料が残され、利用できるということは、歴史家・研究者にとっての理想であり悲願である。しかし同時に、個人の力量では到底捌き切れないほどの、底知れぬ史料群と実際に対峙した時、あらかじめ「選択」されていたということの意義に、我々は改めて気づかされるのではないだろうか⁵³⁾。

しかし、文書作成段階での電子化等により技術的な課題をクリアして保存可能となった文書を、敢えて廃棄する必然性はない以上、こうした理想が現実のものとなった時に我々が目指すべきは、膨大な文書群の中から研究目的（あるいは情報公開上の利用目的）に適う文書を効率的に収集できるようにすることである。そしてそのためには、アーキビストの役割の拡張、将来検索されることを想定した文書作成・保存システムの構築、検索システムの精度の向上等、新たな取り組みが必要となるだろう。

註

- 1) Burr, G. L., 'European archives', *The American Historical Review*, Vol. 7, No. 4 (July, 1902), p. 654.
- 2) アーカイヴ (archive) という言葉は、一般的に、「史料群を管理する施設」、「史料群を管理するという行為」、あるいは「史料群そのもの」を指している。また、この言葉は、「行政文書から成る史料群」という限定的な意味で用いられることもある。
- 3) Burr, Op. cit., p. 654. 「教会や修道院は、世俗的な君主にとってさえ、文書の保護施設としての拠り所となっていた」。
- 4) Butler, L. J. and Gorst, A., ed., *Modern British history: a guide to study and research*, London, 1997; Clapson, M., *The Routledge companion to Britain in the twentieth century*, London and New York, 2009. これら2冊の著書は、本内直樹氏（中部大学）より推薦

されたものである。本内氏からは、数多くの有益な助言と資料の提供を受けた。この場を借りて感謝の意を表したい。

- 5) 本稿では、Public Record OfficeおよびThe National Archivesを、共に「イギリス国立公文書館」と表記し、文脈上明白な場合は、単に「公文書館」と表記する。
- 6) Gil, E. and Holmes, J., 'Ever wondered what Ordnance Survey (OS) stores on behalf of the National Archives?', *The Cartographic Journal*, Vol. 41, No. 1, (June, 2004), p. 55.
- 7) Crawford, A., 'The Public Record Office', *History Today*, Vol. 50, No. 3, (March, 2000), p. 26.
- 8) Ceeney, N., 'The Role of a 21st-century National Archive: The Relevance of the Jenkinsonian Tradition, and a Redefinition for the Information Society', *Journal of the Society of Archivists*, Vol. 29, No. 1, (April, 2008), p. 60.
- 9) Cox, N., 'Public Records', in Seldon, A., (ed.), *Contemporary history: practice and method*, Oxford, 1988, p. 72.
- 10) Levine, P., 'History in the Archives: The Public Record Office and its staff, 1838-1886', *The English Historical Review*, Vol. 101, No. 398 (January, 1986), p. 20.
- 11) Cox, N., *Op. cit.*, pp. 74-5.
- 12) Butler and Gorst, *Op. cit.*, p. 33; Gil and Holmes, *Op. cit.*, p. 55.
- 13) Levine, *Op. cit.*, p. 22.
- 14) 'UK Government: Tessa Blackstone announces creation of new National Archives body', *M2 Presswire*, Coventry, 12th July 2002; John, C., 'Learning: this year the Public Record Office and the Historical Manuscripts Commission merged to form the National Archives', *The Guardian*, London, 9th September 2003.
- 15) ただし、とりわけ学説史家にとっては、たとえ公刊されており複数存在する書籍であっても、研究対象となる人物が所有していたものであれば、唯一無二の、特別な意味を持つ史料となりうる。なぜなら、その人物が書籍に書き込みをしていたとすれば、それがその人物の思索過程を紐解く手がかりとなりうるからである。また、その蔵書そのものから人物像をうかがい知ることができることは、言うまでもないことだろう。
- 16) Burr, *Op. cit.*, pp. 659. もちろん、個人文書の受け入れや購入等を通じて、図書館が唯一無二の原本史料を所蔵していることも珍しくなく、豊富な原本史料を所蔵していることで知られている図書館も存在する。
- 17) Miller, I., 'Some Iranian and Afghan portraits in the Public Record Office', *Journal of the Royal Asiatic Society*, Third Series, Vol. 8, No. 3 (November, 1998), pp. 341-9; Mitchell, R., 'Maps in sixteenth-century English Law courts', *Imago Mundi*, Vol. 58, Part 2 (2006), pp. 212-9; Butler and Gorst, *Op. cit.*, p. 34.
- 18) Cox, *Op. cit.*, pp. 71-2. ただし、後述する通り、残すべき文書とそうでない文書を

- 取捨選択するので、その点ではアーカイヴにおいても人為的・意図的な作業が伴う。
- 19) Butler and Gorst, *Op. cit.*, p. 33; Swann, B., 'The Public Record Office as a source for labour history', *History Workshop*, No. 2 (Autumn, 1976), pp. 96-8. 1967年以前は、50年後の公開であった。
 - 20) Gil and Holmes, *Op. cit.*, p. 55.
 - 21) Clapson, *Op. cit.*, p. 224.
 - 22) Andrews, C. M., 'Materials in British archives for American colonial history', *The American Historical Review*, Vol. 10, No. 2 (January, 1905), pp. 325-6.
 - 23) Swann, *Op. cit.*, pp. 96-9; 'Historical records of the nation at work' in *Labour Market trends*, Vol. 112, No. 6, (June, 2004), pp. 220-1.
 - 24) Cox, *Op. cit.*, p. 77. このシステムは、イギリスでも機能してきたが、カナダやオランダのように、公文書館が直接的に文書記録を管理でき、諸機関で文書が作成された時点で、すぐさま文書を分類できる場合に、さらにうまく機能する。
 - 25) *Ibid.*, pp. 83-4.
 - 26) *Ibid.*, p. 74.
 - 27) *Ibid.*, pp. 74-5.
 - 28) Haig, J. M., 'From Kings Cross to Kew: following the history of Zambia's Indian community through British Imperial Archives', *History in Africa*, Vol. 34 (2007), pp. 61-3.
 - 29) South Carolina Historical Society, Records from the Public Record Office, London, at the South Carolina Archives, *The South Carolina Historical Magazine*, Vol. 85, No. 4 (October, 1984), pp. 330-334.
 - 30) Andrews, *Op. cit.*, p. 325. 当時から、イギリス公文書館 (Public Record Office)、大英博物館 (British Museum) が、数多くのアメリカ史、とりわけアメリカ植民地史に関する史料コレクションを所蔵していることが知られており、アメリカの歴史家によって利用されていた。
 - 31) Webster, C. K., 'Some early applications from American historians to use the British archives', *The Journal of Modern History*, Vol. 1, No. 3 (September, 1929), p. 416-9. ただし、アメリカ人であるスパークスにとって、アメリカがイギリスからの独立を果たして間もないこの時期にイギリスで資料収集を行うことには、大きな困難が伴った。
 - 32) カラバルはナイジェリアの南部に位置し、大西洋奴隷貿易の中心地として知られる。
 - 33) Behrendt, S. D. and Graham, E. J., 'African merchants, notables and the slave trade at old Calabar, 1720: evidence from the National Archives of Scotland', *History in Africa*, Vol. 30 (2003), pp. 37-61.
 - 34) Gallop, A. T., 'Seventeenth-century Indonesian letters in the Public Record Office', *Indonesia and the Malay World*, Vol. 31, No. 91, (November, 2003), pp. 412-39.

- 35) Burr, Op. cit., p. 656.
- 36) Burr, Op. cit., p. 659.
- 37) イギリス国立公文書館の検索システムにより、同館のみならず、イギリス国内の他の公文書館やアーカイブが所蔵する史料の情報も参照することができる。
- 38) Ceeney, Op. cit., p. 58.
- 39) Cooper, C., 'Online on-site: transforming public services in The National Archives', *Journal of the Society of Archivists*, Vol. 29, No. 2, (October, 2008), p. 193. 1997年の初頭にイズリントンに開設され、多くの研究者が利用したFRC (Family Records Centre) のサービスも、この改革でイギリス国立公文書館へと移管された。
- 40) Ceeney, Op. cit., p. 69.
- 41) Slater, G., 'Networking for co-operation: the experience of the Public Record Office of Northern Ireland', *Journal of the Society of Archivists*, Vol. 22, No. 1 (2001), pp. 5-16.
- 42) Archives Council Wales, 'A national archives and records policy for Wales', *Journal of the Society of Archivists*, Vol. 23, No. 1, 2002, p. 7.
- 43) Healy, S., 'Developing and re-developing the code of practice on records management under Section 46 of the Freedom of Information Act 2000', *Journal of the Society of Archivists*, Vol. 30, No. 2, (October, 2009), p. 167-8.
- 44) Bell, A. R., Martin, J. and McCausland, S., 'Labour's memory: a comparison of Labour History Archives in Australia, England, Wales and Scotland', *Labour History*, No. 88 (May, 2005), p. 40; Özdemir, Lâle, 'The National Archives and the Lord Chancellor's Advisory Council on National Records and Archives in the freedom of information era', *Journal of the Society of Archivists*, Vol. 30, No. 2 (October, 2009), pp. 137-8; Ceeney, Ibid., pp. 59-60.
- 45) Crawford, Op. cit., pp. 26-7.
- 46) Archives Council Wales, Op. cit., pp. 8-9.
- 47) Ibid., p. 8.
- 48) Ceeney, Op. cit., p. 58.
- 49) Butler and Gorst, Op. cit., pp. 35-6.
- 50) Swann, Op. cit., pp. 97-8.
- 51) Butler and Gorst, Op. cit., pp. 34-7. ただし、外務・英連邦省は、主要な行政文書のうち約80%を保存するという。
- 52) Cox, Op. cit., pp. 77-9.
- 53) もちろん、入手できる史料の多寡は、各人が研究の対象としている時代やテーマによって大きく異なるため、ここで述べた「選択」の積極的な意義に対して、まったく共感できない歴史家・研究者も少なくないだろう。

Openness, Flexibility, and Internationalism of the National Archives: Its Historical Background and Current Efforts

UMEGAKI Hirotsugu

Abstract

This article aims to clarify the characteristics of the National Archives (TNA) at Kew by analysing the historical background of its establishment, contents, the method of document management, and the selection process for documents to be permanently stored. First, TNA promotes openness: almost all of its documents are freely available, and they are widely used not only by historians but also by researchers of other specialities worldwide. British archives have had such openness since early times. Second, TNA flexibly responds to the changing times: it has continuously improved convenience and efficiency by adopting new technology and reflecting users' needs, and it has recently accelerated its efforts to encourage users to actively utilise the documents. Third, it promotes the internationalism derived from the British Empire: it has many documents related to countries and areas outside the UK, which are primarily post-colonies or the Commonwealth countries.